

定住促進奨励金のお知らせ

町への移住・定住を促進し、人口の増加と町の活性化を図るため、住宅を新築、建替えまたは購入した方に奨励金を交付します。



奨励金の額

区分	対象	奨励金の額
住宅	居住用の部分 (店舗兼用住宅の場合は店舗部分を除きます)	固定資産税相当額 (新築軽減がなされている場合は軽減後の額) ※共有名義の場合は居住(同居)している方名義の分が該当します。
土地	対象住宅が建築された土地で330㎡まで (対象者または同居される方名義の土地に限ります)	

対象者 町の住民基本台帳に登録され、平成31年4月1日以降に居住するための住宅を新築、建替え、または購入した方
 ※空き家など中古住宅を購入した場合も該当します。
 ※コモンパーク上毛彩葉分譲宅地に新築した場合は該当しません。
 ※町税などに滞納がある場合や過去にこの奨励金の交付を受けたことがある方は対象となりません。

交付期間 固定資産税が初めて課税される年度から最長3年間交付します。

申請手続き 固定資産税が課税された後に申請手続きができますが、奨励金の請求は対象年度の固定資産税を完納した後となります。

申請に必要な書類

- 上毛町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)
- 世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)
- 新築または建替えの場合は建築基準法による検査済証の写し、購入の場合は売買契約書の写し
- 登記事項証明書
- 公課証明書
- 世帯全員が町税等を滞納していないことが確認できる書類または非課税であることが確認できる書類(町外からの転入者については、転入前の市区町村で取得したもの)
- 他用途との併用住宅の場合は居住部分との区分が確認できる書類
- その他町長が必要と認める書類

新婚世帯・子育て世帯新生活応援補助金のお知らせ

町への移住・定住を促進するため、新たに町内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯または子育て世帯に引越費用や家賃などの一部を補助します。

初期費用 上限 112,200円 を交付します。(1回限り)
 敷金礼金などの賃貸借契約費用から住宅手当を控除した額

家賃 月額上限 11,220円 を交付します。(最長3年間)
 家賃月額から住宅手当を控除した額

対象者

- (新婚世帯) 結婚後1年以内で年齢の合計が80歳未満のご夫婦が新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合
- (子育て世帯) 小学生以下のお子さんがある世帯が新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合

※子育て世帯は町外から入居した場合に限ります。
 ※生活保護を受けている場合や町税などに滞納がある場合は対象となりません。
 ※この他にも要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。
 ※この制度は「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、実施しています。

●申請・問い合わせ先 企画開発課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122・124)



定住促進結婚祝金のお知らせ

若い世代の結婚を祝福し、町への移住・定住を促進するため、上毛町に定住する意思のあるご夫婦に祝金を交付します。

祝金 ご夫婦1組に対して
 いいふうふ
 112,200円 を交付します。
 (1回限り)

※町が実施する婚活イベントがきっかけで結婚されたご夫婦には50,000円を加算します。

対象者

- 平成31年4月1日以降に結婚し、結婚後3カ月以内に町の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住しているご夫婦
- 申請日において、ご夫婦ともに45歳以下であること

※町税などに滞納がある場合や、過去にこの祝金の交付を受けたことがあるご夫婦は対象となりません。

令和6年度 会計年度任用職員を募集します

会計年度任用職員とは、一般職の非常勤の職として、一会計年度の期間(4月1日から翌年3月31日まで)を範囲として任期が設定される職員をいいます。

任用期間 令和6年4月1日～
 令和7年3月31日

受付期間 2月1日(木)～14日(水)
 8:30～17:15(土・日・祝日除く)

申込方法 申込書を総務課に提出してください。
 (郵送可。ただし、2月14日(水)必着)

選考方法 書類選考または面接試験

※募集案内・申込書は、総務課に用意しています。また、町ホームページからダウンロードできます。
 ※詳細は、募集案内または町ホームページをご確認ください。

●問い合わせ・提出先
 総務課 総務係 TEL 72-3111(内線112)

一般事務補助職員【2人】

- 勤務日数 週5日(月～金)(6時間45分/日)
- 勤務場所 本庁、上毛中学校
- 業務内容 庶務および窓口対応
- 報酬 141,183円～148,848円
- 応募資格 なし

特別支援教育支援員【1人】

- 勤務日数 週5日(月～金)(7時間00分/日)
- 勤務場所 友枝小学校
- 業務内容 児童生徒の学習補助等
- 報酬 日額 6,972円～7,350円
- 応募資格 なし

児童学校生活補助員【1人】

- 勤務日数 週5日(月～金)(7時間00分/日)
- 勤務場所 友枝小学校
- 業務内容 児童の生活支援の補助等
- 報酬 日額 6,972円～7,350円
- 応募資格 なし



令和6年3月1日から 本籍地以外の市区町村窓口でも 戸籍の証明書を取得できるようになります

- 上毛町に本籍がない方でも、上毛町役場住民課で戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)などを取得できるようになります。
- 必要な戸籍の本籍地が全国の各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できるようになります。

請求できる人

本人、配偶者、父母・祖父母など(直系尊属)、子・孫など(直系卑属)
 ※本人、直系尊属、直系卑属が載っていない戸籍は請求することができません。

請求の方法

取得できる方が、市区町村の窓口にお越しになり、請求する必要があります。
 ※郵送や代理人による請求はできません。

必要なもの

- 顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- 手数料

【対象にならない戸籍の証明書】 ・個人事項証明書(戸籍抄本)、一部事項証明書(戸籍の記載事項証明書)
 ・戸籍の附票、身分証明書、独身証明書
 ・コンピュータ化されていない一部の戸籍、除籍

●問い合わせ先 住民課 生活窓口係 TEL 72-3116(内線144)